

平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた 保護費の追加給付に係る申出書

(宛先) 名古屋市長

(申出者) 申出年月日 年 月 日
現 住 所

氏 名
電 話 番 号

平成25年8月から令和8年3月までの期間について、下記のとおり、相違ないため、追加給付に係る必要書類を添えて申し出ます。

記

【留意事項】

(1)対象者

- ・平成25年(2013年)8月から令和8年(2026年)3月までの期間において、名古屋市で生活保護を受給していた期間がある方がこの申出の対象となります。
- ・上記期間中に複数の自治体で生活保護を受給していた場合は、それぞれの自治体で受給していた期間ごとに、当該自治体への申出が必要となります。

(2)申出者

- ・**本申出は保護廃止時点における世帯主が行うものとなります。**
- ・当時の世帯主が死亡している場合は、以下の申出者の順位に基づく申出権者が申出を行ってください。**(保護廃止時点の世帯員に限る)**

(申出者の順位)

①配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)

②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦曾孫 ⑧甥姪

※同一順位の方が複数いる場合は、代表する方が申出を行ってください。

(3)代理人による申出

申出権者による申出が困難な場合で、代理人が申出するときは、別途委任状はじめ必要書類を添付ください。(様式は任意)

(4)申出者への連絡

申出内容の確認等のため、申出者の連絡先へ、必要に応じてご連絡することがあります。

(5)追加給付の算定

追加給付額は、本市が保有する当時の生活保護受給状況に係る記録・データ等に基づき算定します。そのため、申出書の記載内容と算定結果が異なる場合があります。

(6)不正受給

不実の申請その他不正な手段により申出に基づく支給を受けた場合は、刑法の規定によって処罰されることがあります。

1. 世帯構成及び加算等

・平成25年8月から令和8年3月までの期間において、保護を受給していた世帯員すべてを記載してください。
・申出者及び世帯員について、以下の加算等に該当する場合は番号を「加算等の有無」欄に記入してください。

- ①入院患者日用品費 ②救護施設等基準生活費 ③介護施設入所者基本生活費
④障害者加算 ⑤母子加算 ⑥妊産婦加算 ⑦在宅患者加算 ⑧放射線障害者加算
⑨未成年者控除(20歳未満控除)

※該当がない場合や不明な場合は記載不要です。
※該当する加算等の拳証資料がある場合は、参考に添付してください。(ない場合は不要)
→記載・添付資料の有無に関わらず追加給付額は本市が保有する当時の生活保護受給状況に係る記録・データ等に基づき算定します。
・申出日時点で死亡している世帯員については「死亡」欄に○を記入してください。

(フリガナ) 氏名	世帯主 との続柄	生年月日			生活保護受給期間 (年 月 日)	加算等の 有無	死亡 (申出日時点)
	世帯主 本人	年	月	日	~		
		年	月	日	~		
		年	月	日	~		
		年	月	日	~		
		年	月	日	~		
		年	月	日	~		
		年	月	日	~		
		年	月	日	~		

※本申出は、保護廃止時点における世帯主が行うものとなります。世帯主が現在死亡されている場合は、留意事項の(2)を参照してください。
※名古屋市で保護を受給されていた期間について、記入してください。
※「生活保護受給期間」について、大学就学等により、世帯分離となっている期間を除いてください。

裏面も必ずご確認ください。

2.保護を受給していた当時の居所(選択肢をチェックしてください。)

名古屋市で保護を受給していた期間の居所が、

- ☐ 現住所と同じ
☐ 現住所と異なる(以下のチェック欄にも記入願います。)

※複数の居所がある場合は、複数チェックをお願いします。

名古屋市

- ☐ 千種区 ☐ 東区 ☐ 北区 ☐ 西区 ☐ 中村区 ☐ 中区 ☐ 昭和区 ☐ 瑞穂区
☐ 熱田区 ☐ 中川区 ☐ 港区 ☐ 南区 ☐ 守山区 ☐ 緑区 ☐ 名東区 ☐ 天白区
☐ 名古屋市外

※名古屋市以外の方は該当の自治体にお問い合わせください。

3.振込先口座

以下の記入に加え、振込先口座が確認できる書類の写し(コピー)をご準備ください。

(フリガナ) 口座名義	金融機関名	支店名	口座種別 (普通/当座)	口座番号

※振込先口座の名義は、**申出者本人名義のもの**に限ります。

※振込先口座を確認できる書類の写しは、次のいずれかです。

一 別紙みどり色の「申請書添付書類貼付用紙」に貼付してください。一

- 金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(フリガナ)が記載されている部分の通帳の写し(コピー)
- キャッシュカードの写し(コピー)
- インターネットバンキングの画面の写し(コピー)
- 代理人による申請の場合でも、振込先口座は申出権者本人名義のものに限ります。

【要提出】申請書添付書類貼付用紙

「本人確認書類」及び「振込先口座がわかる書類」の写し(コピー)をのり又はテープで貼り付けてください。
この貼付用紙は、申出書及び戸籍謄本の写し(全部事項証明書)等とともに返信用封筒に入れて郵送してください。

(のりしろ)

本人確認書類の写し(コピー)を貼り付けてください。

本人確認書類

- 申出者の顔写真付きの本人確認書類
マイナンバーカードの写し(顔写真の記載のない面)、運転免許証の写し、在留カードの写し、障害者手帳の写し、パスポートの写し等の身分確認書類など
※上記のいずれもお持ちでない場合はコールセンターにお問い合わせください。
- 代理人による申出を行う場合は、代理人の本人確認書類も貼り付けてください。

○マイナンバーカード ○運転免許証 ○パスポート(写し) ○障害者手帳の顔写真記載面

※写真面のみ ※裏面 ※顔写真及び名前を写す ※裏面

(のりしろ)

振込先口座がわかる書類の写し(コピー)を貼り付けてください。

振込先口座がわかる書類

- 金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(フリガナ)が記載されている部分の通帳の写し(コピー)
- キャッシュカードの写し(コピー)
- インターネットバンキングの画面の写し(コピー)
- ※上記のいずれもお持ちでない場合は、本人名義の口座がない場合はコールセンターにお問い合わせください。

○マイナンバーカード ○キャッシュカード ○インターネットバンキングの画面

※写真面のみ ※裏面 ※顔写真及び名前を写す ※裏面 ※顔写真及び名前を写す ※裏面

4.申出者以外の世帯員の連絡先(複数人世帯の場合)

複数人世帯の場合は、申出者へ連絡がつかないときの連絡先(他の世帯員)を記載してください。申出内容の確認等のため、必要に応じてご連絡することがあります。

他の世帯員の氏名

電話番号(携帯または自宅)

—

—

同意書

平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付の決定のために必要があるときは、私及び私の世帯員(以下「私等」という。)の保護の受給状況を確認するため、貴市が官公署、日本年金機構等(以下「官公署等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることに同意します。

また、貴市の調査又は報告要求に対し、官公署等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等に伝えて構いません。

年 月 日

住 所

氏 名

【重要】申出には申出書の他に以下の書類が必要です。

1 必ず提出が必要なもの(3点)

	提出書類	提出方法
①	申出者の顔写真付きの本人確認書類	別添 「申出書添付書類貼付け用紙」(緑色の紙)に貼付け
②	振込先口座の情報がわかる預貯金通帳等の写し	
③	日本国籍の場合…全世帯員の戸籍謄本の写し (全部事項証明)	同封の返信用封筒に入れてください
	外国籍の場合……全世帯員の住民票の写し	

2 該当する場合に提出が必要なもの

- (1)代理による申出を行う場合(3点)
- ①委任状 ②代理人の身分証明書 ③本人との関係を証する書類
- (2)加算等に該当する場合
- 加算等の挙証資料(ない場合は不要)